

[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 若樹会

- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 滋賀県彦根市上西川町384番地

(3) 設立認可年月日 平成19年 2月13日

(4) 設立登記年月日 平成19年 2月23日

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	橋本医院	2510202241	滋賀県彦根市上西川町 384番地	一般病床 0床 療養病床 0床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 5年 8月27日 令和4年度決算書類の承認

// 理事及び監事の改選の承認

// 役員報酬月額改定の承認

令和 6年 6月30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 若樹会
 所在地 滋賀県彦根市上西川町384番地

※医療法人整理番号 00352

財産目録
 (令和6年6月30日現在)

1. 資産額	55,110千円
2. 負債額	19,816千円
3. 純資産額	35,294千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	23,598
B 固定資産	31,512
C 資産合計 (A+B)	55,110
D 負債合計	19,816
E 純資産 (C-D)	35,294

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 建	地 物	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
		(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 若樹会
 所在地 滋賀県彦根市上西川町384番地

※医療法人整理番号 00352

貸 借 対 照 表
 (令和6年6月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	23,598	I 流動負債	19,816
II 固定資産	31,512	II 固定負債	0
1 有形固定資産	11,300	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	1,220	負債合計	19,816
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	18,992	純資産の部	
		科目	金額
		I 資本金	20,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	15,294
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	35,294
資産合計	55,110	負債・純資産合計	55,110

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 若樹会
 所在地 滋賀県彦根市上西川町384番地

※医療法人整理番号 0 0 3 5 2

損 益 計 算 書
 (自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	98,082
2 事業費用	101,225
事 業 損 失	△ 3,143
II 事業外収益	2,592
III 事業外費用	69
經 常 損 失	△ 620
IV 特別利益	131
V 特別損失	
税 引 前 当 期 純 損 失	△ 489
法 人 税 等	621
当 期 純 損 失	△ 1,110

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人 若樹会
理事長 橋本進一様

私は、医療法人 若樹会の令和5会計年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年8月18日

医療法人 若樹会

監事 原田英彦